

組合立諏訪中央病院 通所型サービス A（フレイル予防・改善事業） 運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、組合立諏訪中央病院が行う通所型サービス A の事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 第1号通所事業（通所型サービス A）は、事業所（諏訪中央病院）に通い、機能訓練、生活機能向上のためのプログラム、レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身機能の機能回復を図る。

（運営の方針）

第3条 事業所の職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等を行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携を行うとともに、関係市町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努めることとする

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 組合立諏訪中央病院
- （2） 所在地 長野県茅野市玉川 4300 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業を行う職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 職種、員数 管理者 1 名
- 理学療法士 1 名以上
- 作業療法士 1 名以上
- 言語聴覚士 1 名以上
- 看護師 1 名以上
- 管理栄養士 1 名以上
- 歯科衛生士 1 名以上

- （2） 職務内容 個別サービス計画に基づいたプログラムの提供を実施し、その結果の記録および報告を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は次に掲げる日とする。

(1) 第1～4木曜日

(2) 祝日・12月29日～1月3日は除く

2 営業時間は、午後1時00分から午後3時00分とする。

(事業の内容)

第7条 事業内容は、次のとおりとする。

(1) 身体機能評価(フレイルチェック)

(2) 医療スタッフによる講義

(3) 自宅でできる運動指導

(4) オンラインエクササイズ(SOMPOケア)

(利用定員)

第8条 利用定員は35名とする。

(利用料)

第9条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、諏訪広域連合が別に定める介護報酬の告示上の額とし、各利用者の負担割合(1割～3割)に応じた額の支払を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

茅野市

(相談・苦情処理)

第11条 職員は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、通所型サービスに係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。諏訪広域連合や国民健康保険団体連合会から要請があった場合には照会に応じ、調査への協力・必要な改善を行う。

2 職員は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。諏訪広域連合や国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

(緊急時における対応)

第12条 職員は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて救急外来受診・家族や地域包括支援センターへ連絡する、等の措置を講じる。

(感染症の発生及び蔓延防止に関する留意事項)

第13条 職員は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- 1 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- 2 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- 3 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(自然災害発生時に関する事項)

第14条 職員は、事業所内外での自然災害発生時の対応に関し、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- 1 自然災害発生時の対応を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、自然災害発生時の対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- 2 自然災害発生時の行動指針を定める。
- 3 自然災害発生時の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 職員は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は病院が定めるものとする。

附 則

この規程は令和8年4月1日から施行する